

産前産後期間相当分（４ヶ月分）の国民健康保険税が**免除**されます！

対象となる方・受付期間

- 国民健康保険被保険者で、令和５年１月１日以降に出産された方、これから出産を控えている方が対象です。妊娠８５日（４ヶ月）以上の出産が対象で、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。
- 出産予定日の６ヶ月前から届出ができます。出産後でも届出が可能です。

国民健康保険税の減額方法

- その年度に納める保険税の**所得割額**と**均等割額**から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「**産前産後期間**」といいます。）**相当分が減額**されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が**年額から減額**されます。産前産後期間の保険税が０になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の３ヶ月前から６ヶ月相当分が減額されます。

- 保険税が減額された場合、過納となった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書
 - ② 出産予定日又は出産日を確認できるもの
 - ③ 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認できるもの
 - ④ 世帯主及び出産された（または、これから出産を控えている）方のマイナンバーを確認できるもの
- ※ ②及び③については、出産証明書や母子健康手帳など

届出先・問合せ先

- 制度に関すること

天童市 保険給付課 国保医療係（市役所１階 窓口⑪番） 電話 023-654-1111 内線 753

- 届出先・税額に関すること

税 務 課 管理諸税係（市役所１階 窓口⑨番）

内線 772・773